

2015年度町田市教育委員会

第3回定例会会議録

- 1、開催日 2015年6月4日
- 2、開催場所 第三、第四、第五会議室
- 3、出席委員
- |     |   |    |    |
|-----|---|----|----|
| 委員  | 長 | 佐藤 | 昇  |
| 委員  |   | 高橋 | 圭子 |
| 委員  |   | 森山 | 賢一 |
| 委員  |   | 八並 | 清子 |
| 教育長 |   | 坂本 | 修一 |
- 4、署名委員
- 委員長
- 委員
- 5、出席事務局職員
- |                |    |     |
|----------------|----|-----|
| 学校教育部長         | 吉川 | 正志  |
| 生涯学習部長         | 田中 | 久雄  |
| 学校教育部次長        | 高橋 | 良彰  |
| (兼)教育総務課長      |    |     |
| 教育総務課担当課長      | 有田 | 宏治  |
| 教育総務課担当課長      | 高橋 | 由希子 |
| 施設課長           | 岸波 | 達也  |
| 学校施設管理センター担当課長 | 桑原 | 一貴  |
| 施設課担当課長        | 横山 | 法子  |
| 学務課長           | 田中 | 利和  |
| 保健給食課長         | 佐藤 | 浩子  |
| 指導室長           | 宮田 | 正博  |
| (兼)指導課長        |    |     |
| 指導課担当課長        | 石川 | 篤資  |
| 指導課担当課長        | 藤原 | 広志  |
| 指導課統括指導主事      | 熊木 | 崇   |
| 教育センター所長       | 深澤 | 光   |

教育センター担当課長	黒澤一弘
教育センター統括指導主事	高橋博幸
生涯学習部次長	小口充
(兼)生涯学習総務課長	
生涯学習センター長	稲田公明
生涯学習センター担当課長	鈴木亘
図書館長	近藤裕一
図書館市民文学館担当課長	河井康雄
(町田市民文学館長)	
図書館副館長	中嶋真
図書館担当課長	吉岡一憲
書記	並木薫
書記	小泉宣弘
書記	谷山里映
書記	田中みゆき
速記士	帯刀道代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

## 6、提出議案及び結果

請願第2号	2015年度教科書採択に関する請願	不採択
議案第21号	町田市立学校学校支援地域理事の任命について	原案可決
議案第22号	町田市学校給食問題協議会委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第23号	町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第24号	学校薬剤師委嘱(解任)の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第25号	都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第26号	町田市東京都立高等学校等入学者選抜に係る成績一覧表調査委員会委員の委	

	嘱について	原 案 可 決
議案第27号	町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱又は指名について	
		原 案 可 決
議案第28号	第28期町田市文化財保護審議会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第29号	町田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について	原 案 可 決
議案第30号	都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時専決処理に関し承認を求め ることについて	承 認

7、傍聴者数 47名

## 8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○委員長 それでは、ただいまより町田市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は森山委員です。

まず日程の一部変更をお願いいたします。本日は請願が1件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第2号を、日程第1、月間活動報告に先立ち、審議したいと思います。

また、議案第25号、第29号及び第30号は非公開案件ですので、日程第3、報告事項終了後、一旦休憩をとり、日程第4として、関係者のみお残りいただき、審議をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、請願第2号「2015年度教科書採択に関する請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前 10 時 01 分休憩

午前 10 時 02 分再開

○委員長 再開いたします。

今申し上げましたように、10 分の範囲で、口頭による意見陳述をお願いしたいと思えます。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 おはようございます。私は町田退職教職員の会の [REDACTED] と申します。本日は教育委員会で教科書採択に関する意見陳述をする機会をつくっていただき、ありがとうございます。

本日は、2015 年度中学校の教科書採択について、お願いいたします。

私は町田に 50 年近く住み、また 25 年間、町田市の小学校で教員として仕事をしました。

私が中学生のときに、町田市は青少年健全育成都市宣言をしました。「こどもの日」に行われた式典に学校代表として参加したことを記憶しております。当時、町田市の文化施設は、中学生の目からも粗末なものに見えました。調べ物をするために訪れた図書館の小ささに驚いたことを、昨日のここのように覚えております。

しかし、それ以降、地域ごとの図書館建設を初め、さまざまな文化施設がつくられていきました。私は、市が子どもたちを大切にしていると感じながら成長することができ、教師の道を選びました。

私は、グローバル時代に生き、未来を担う町田市の子どもたちには、憲法前文にもうたわれているように、自国のことのみで捉われることなく、全世界の国民と力を合わせて生きていける平和・人権・平等の精神をもった国際人として成長して欲しいと考えています。そのためには、まず歴史の真実に向き合うことが大切だと思います。そう考えるようになった私自身の経験をお話しさせていただきます。

私は 2 年前、アウシュビッツ・ビルケナウ博物館に行っていました。日本人としてただ 1 人の公認ガイドである中谷剛氏のお話や著書から、未来に生きる子どもたちばかりではなく、戦後生まれの私自身も、どう過去の歴史と向き合い、未来に生かしていくべきかを学ぶことができました。

第二次世界大戦当時のヨーロッパの現状は、ナチス・ドイツによる侵略という単純なものではありませんでした。アウシュビッツ・ビルケナウ博物館があるポーランドの人々もドイツに侵略され、圧政の中で苦しんだ被害者でしたが、同時に、ユダヤの人々を強制収

容所に送る手助けをしてしまったという加害者でもありました。

戦後、ポーランドも、複雑な自国の歴史に向き合うことができず、開館した当時は訪れる人も少なく、強制収容所は触れたくない話題だったそうです。それが10年ほど前から、たくさんの青年がこの博物館を訪問するようになりました。2001年には年間50万人足らずだった入場者が、2011年には140万人に上ります。ヨーロッパ中から学校単位で訪れることも多くなり、74%が14歳から25歳の若者だそうです。

中谷氏は、ホロコーストを人権問題も含めた歴史の継承と捉え、その教育に力を入れた結果、ポーランドを含め、ヨーロッパの若者の見学者が増大した、そしてこの教育の力が政治を動かし、現在のヨーロッパの友好的な関係を築いたのだとおっしゃっていました。

西ドイツのワインゼッカー元大統領の、過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在についても盲目となる。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすい、という言葉は余りにも有名ですが、政治犯としてアウシュビッツ強制収容所に収容され、奇跡的に生還されたポーランド人で、初代館長のスモレンさんは、若者に、ここで起きたことに悲しみや痛みを感じることは必要だが、どうしてこんなことが起きてしまったのか、落ちついて考えてほしいと語りかけていたそうです。

日本も、アジア太平洋戦争ではみずからの行いがアジア諸国民に苦しみを与えた事実から目を背けてはならないと、安倍首相も認めたとおり、向き合わなければいけないアジア諸国への侵略の歴史があります。この事実を真っすぐに受けとめ、国際人としてどう生きていくかを考えることは、未来を担う子どもたちにとって大切なことだと考えます。

子どもたちに負の歴史を学ばせることを自虐史観と捉え、できるだけ触れさせないようにする教育観もあります。しかし、人間の営みは、過去から現在、未来へと、ずっとつながっています。綿々とつながる歴史のどの事実からも目をそらしては、健全な未来を築いていくことはできないのではないのでしょうか。

スモレンさんは、2012年1月27日、世界で紛争や戦争で犠牲になる市民が後を絶たないことに心を痛めながら亡くなりました。生前、アウシュビッツで起きたことを学び、その教訓を引き継ぐ若者たちの行動に望みをかけながら、若い見学者たちを案内されていたそうです。そして、加害者意識をもちがちなドイツの学生たちには、君たちに戦争責任はない。でも、それを繰り返さない責任はある、と語りかけていたと、中谷氏の著書に書かれています。これはドイツの学生ばかりではなく、人類全ての責任ではないのでしょうか。だからこそ、子どもたちにも、卑屈になることなく、負の歴史にも向き合い、そこから学

んだことを未来に生かせる人間に成長して行ってほしいのです。

また、アジアの人々に苦しみを与えた日本は、戦後、日本国憲法を制定し、国民が主人公になり、人権を尊重し、武力ではなく、平和外交で国際社会に貢献していくと決意しました。この日本国憲法3原則を学ぶことは、未来を担い、主権者として生きる子どもたちにとって、何より大切だと考えます。

このような理由から、最も歴史の事実に向き合い、平和・人権・平等を大切にしている教科書を採択されるようお願いいたします。また、今までどおり現場の教職員や調査協議会の調査結果を尊重して採択するようお願いいたします。

現職時代、私も教科書採択に際して、子どもたちの実態から、どの教科書がふさわしいか、一教員の立場で考えてまいりました。小学校の国語教科書の調査委員として意見を上げさせていただいたときもあります。全て検定に合格した教科書ですが、それぞれ特色があります。入門期の文字指導における単語の配列の仕方、文学作品や説明文の内容など、それぞれの個性がありました。

また、こんな経験もありました。1学期に、学年配当漢字の半分を指導するようになっていたので、教科書会社の方にお会いしたときに、量が多く、指導し切れないと感想を申し上げたことがありました。長期の夏休み中に復習し、定着を図ってほしいという配慮だったようですが、共働き家庭も多く、家庭に復習をお願いするのは難しいことをお伝えしたところ、次の改訂のときには、各学級の授業時数に合わせた文字数を指導するように、現場の意見を取り入れて改善していただくことができました。

今回は中学校の教科書です。特に歴史、公民の教科書は、歴史観、社会観にさまざまな特性をもっていると思います。現場の先生方は、生徒の実態はもちろんのこと、各教科内容についても専門的な知識をお持ちです。町田市教育委員会の皆様が、教育に直接かわる教職員の意見を尊重し、従来の公正、公平、公開の原則に立って、中学校教科書を採択されるよう、皆様の高い見識に期待し、私の陳述といたします。

ありがとうございました。

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これより請願第2号に関する願意の実現性、妥当性について、まず教育長から説明をお願いしたいと思います。

○教育長 それでは、請願第2号に関する願意の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第2号は、「2015年度 教科書採択に関する請願」でございます。

請願第2号の請願項目は2つございます。

1つ目は、未来を担い、国際人として生きる中学生のために、過去の侵略の歴史に目を背けることなく、日本国憲法の柱である平和・人権・平等を尊重した教科書を採択するよう求めるものでございます。教科書の採択候補本につきましては、全て文部科学省において教科書検定を受け、合格しております。したがって、全ての採択候補本の教科書は日本国憲法を尊重しているものと考えます。

2つ目は、教科書採択に当たっては、今までどおり教科書を直接使用する教職員、学校の意見、調査協議会の報告を尊重し、公正、公平、公開を貫くよう求めるものでございます。教科書採択の目的や方法を示した町田市立小・中学校教科用図書採択要綱の第3の(3)には、教育委員会は採択に必要な事項を協議するため、町田市立中学校教科用図書調査協議会に協議依頼することが明記されております。そして、この調査協議会は、教科ごとに専門的な調査機関として設置する調査研究委員会の報告、各学校の調査報告を総合的に検討・協議し、評価と所見を教育委員会に報告することになっております。教育委員会は、教科用図書採択方針により、調査協議会の報告等を参考に、みずからの責任と権限において、町田市の生徒に最も適した教科書の採択を行うこととなっております。また、採択を行う教育委員会は公開をしております、どなたでも傍聴することが可能でございます。これらのことから、これまでと同様、教科書採択は、公正かつ適正に行われるものと考えております。

以上のことから、本請願の願意は既に実現しており、あえて採択する必要がないことから、本請願は不採択とすることが妥当であると考えます。

以上でございます。

○委員長 これより先ほどの請願者からの意見陳述並びにただいまの教育長の願意の実現性、妥当性の説明等につきまして、ご意見などがありましたら各委員からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○高橋委員 請願の内容をお聞きしまして、私も大変勉強になりました。

請願者が、町田市の子どもたちに大変な関心をもってくださり、子どもたちが未来を担い、国際人として生きるために豊かな学びができることを願われ、請願を提出されたことを受けとめ、心より感謝申し上げます。

請願者がおっしゃるように、教科書は子どもたちにとって最も大切な教材であり、教科の主たる教材として、学校教育において重要な役割を果たすものでありますから、私たち



教育委員1人1人は、それぞれの教科書を比較しながら、綿密な調査研究に基づき、適切に採択を行うつもりでおります。

請願の1つ目ですが、教育長が述べられましたように、教科書の採択候補本は全て文部科学省において教科書検定を受け、合格していますので、日本国憲法を尊重した教科書であると考えております。

しかしながら、私たち教育委員は、1冊1冊を調査研究し、さまざまな観点より比較し、町田市の生徒に最も適したものを選んでいきたいと思っています。

請願の2つ目ですが、請願の内容のとおり、また教育長が述べられたとおり、調査協議会からの調査結果の報告は大変貴重な意見でありますので、参考にさせていただきますが、まずは採択する教育委員1人1人が、静謐な環境のもと、教科書1冊1冊をよく調査研究していくことが重要で、みずからの調査研究とともに、調査協議会からの調査結果の報告を参考にし、公正、公平を貫き、公開の場で採択していきたいと思っております。

以上のことから、私も教育長と同じく、本請願の願意は既に実現しており、不採択とすることで妥当であると考えています。

**○委員長** ほかにいかがでしょうか。八並委員。

**○八並委員** 請願者を初め、本日は大勢の傍聴の方がお見えになり、教科書採択に関する皆様のご関心が高いということを実感いたしました。大変ありがたいことだと思っております。

請願者の意見陳述を私も大変興味深く伺いました。請願にあります2つの項目は、大変重要なことだと私も考えております。私は昨年度教育委員を拝命いたしましたので、今回初めて教科書採択に携わることとなりますが、調査協議会の報告等を参考に、公正、公平、中立の立場で、真摯に採択に取り組みたいと改めて思いました。

請願の実現性、妥当性につきましては、先ほど教育長がおっしゃられたとおりだと思いますので、私も採択の必要がないものと考えます。

**○委員長** 森山委員からございますか。

**○森山委員** まず本日、2015年度の教科書採択に関する請願理由、そしてその要旨について、請願者の具体的な経験も踏まえてお伺いいたしました。未来を担い、国際人として生きる子どもたちの教育というところで、大変に高いご関心をいただいているということ、私も非常にありがたく思っております。

本日のご意見につきましては、私としては十分に参考にさせていただきたいと思ってお

ります。

そして、このことを受けまして、本日のこの案件につきましては、その後の教育長の説明にありましたように、私としては不採択とすることが妥当であると考えております。

以上です。

○委員長 請願者の方は長く町田に住まれ、また長く小学校の先生をなされていらっしゃるということですが、私自身も町田市に生まれ育ち、今も住んでおりまして、また、一度市内の中学校の教員をしたこともございまして、請願者の思いは伝わってきております。

昨年度、小学校の教科書採択に携わりましたが、本日請願者がおっしゃられているとおり、調査協議会の意見などを参考にしながら、私自身、ほかの委員もそうですけれども、長い時間をかけて1冊1冊丁寧に見て、その上で自分なりの意見を出し、採択にかかわっておりますので、今年もそのようにしていきたいと思っております。

そのようなことから、教育長の説明にあったとおり、請願者の思いはすでに実現していると思いますので、ほかの委員と同じように、本請願は不採択とすることが適当であると私も思います。

皆様、不採択とすることにご異議がないか、お諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、今回の請願につきましては、不採択ということで決定させていただきます。

以上で請願第2号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時21分休憩

---

午前10時25分再開

○委員長 それでは、再開いたします。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長 前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、お手元の「主な活動状況」

に記載のとおりでございますが、この中で何点か報告をさせていただきます。

5月11日、月曜日でございますが、今年4月1日に改正・施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく、町田市では第1回目の総合教育会議が開催されました。教育に関する総合的な施策の大綱については、教育基本法に規定する町田市の教育振興基本計画であります町田市教育プランに掲げる教育目標、基本方針、基本施策というものをもって大綱にかえるということが合意され、町田市の教育の現状と課題については、市長と教育委員との間でさまざまな意見交換ができたと思っております。

町田市では、教育行政についてはこれまでも予算の編成、執行とか条例の制定などについて、市長と教育長あるいは教育委員の皆様との間で、定例的、臨時的に意見交換の場を設けて連携を図ってきたところですが、今回の総合教育会議の設置によりまして、これまで以上に市長と教育委員会とで一致した方向性による教育行政を推進してまいりたいと考えております。

次に、5月14日、木曜日に、町田市で初めての町田市学力向上推進フォーラムを市民ホールで開催いたしました。教育委員の皆様にもご参加いただきましたが、約800人もの教職員、保護者、地域関係者などにご参加をいただきまして、3年目を迎えます学力向上推進委員会を中心とした町田市の学力向上の取組について、できるだけわかりやすくということを中心に心がけて、共通の理解を求め、意見交換をさせていただきました。

学力向上の取組というのは、家庭や地域と一体となって成果が上がるものだと考えております。授業の改善はもちろんですが、それとともに、家庭学習の改善を進めていかなければなりません。今後、当日参加されなかった多くの保護者や地域の皆様にも、さまざまな機会を通して、フォーラムで話し合われた内容をお伝えしていきたいと考えております。

最後に、5月21日から22日にかけて、全国都市教育長協議会の定期総会及び研究大会が厚木市で開催されまして、これに出席をいたしました。この大会のテーマは「未来を担う教育の在り方」でございますが、文部科学省の大臣官房からの教育行政に係る講話とか、全国の教育委員会のさまざまな教育施策への取組事例などが紹介されました。大変有意義な2日間でございます。

その他の主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

○委員長 それでは、両部長から何かございましたらお願いします。

○学校教育部長 私のほうからは特にございません。

○生涯学習部長 特にございませぬ。

○委員長 それでは、各委員からご報告をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員 2点報告させていただきます。

先ほど教育長からも報告がありましたけれども、5月11日、第1回総合教育会議に参加いたしました。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、初めての総合教育会議が開催され、教育委員会改革の一環ではありますが、教育行政の新たな幕あけに参加するというところで、私自身、期待と不安の中、会議に参加いたしました。

今回、第1回目の会議では、総合教育会議の運営の方法について、教育に関する総合的な施策の大綱について、町田市の教育の現状と課題について、という3つの議題が提案されました。運営については総合教育会議設置要綱が定められ、会議の招集・進行は市長が行うことが定められました。教育に関する総合的な施策の大綱については、町田市の教育振興計画である町田市教育プランに掲げる教育目標、基本方針、基本施策をもって大綱にかえることが合意され、私自身、町田市教育プランの策定にかかわってきたこともあり、また2014年度より、学校と教育委員会事務局でその実現に向けて一生懸命に取り組んでおりますので、大変うれしく、ありがたく思いました。

町田市の教育の現状と課題については、家庭・地域・学校が連携した教育、地区協議会、大学連携、家庭教育、文化財の活用、子ども家庭支援センターとの連携、特別支援教育、学校施設余裕教室の活用などについて意見交換し、その中で、市長部局といかに連携していけるか、どこを連携していけるか、具体的なところも出しながら、これからの一步を互いに確認できたのではないかと思います。

家庭・地域・学校が連携した教育に際しては、地域協働の学校づくりについて、市長部局が現在、市内5つの地区で設立させた地区協議会で取り上げてもらうこと、大学連携では、小・中学校の学習支援や生活指導のために、学生ボランティアや学校サポーターを必要としている現状があるので、学生たちの活躍の場として小・中学校を紹介してもらうこと、文化財の活用では、市長部局が行っている「芸術の杜」や「四季彩の杜」の整備の中に、町田市の文化財を含めてもらうこと、子ども家庭支援センターとの連携については、いじめや虐待、居所不明児童の問題が年々増加傾向にあるということで、今後ますます教育現場との連携を深める必要があるということ、特別支援教育では、市長部局のすみれ教室との連携や、障がいを持つ方に対し、ライフステージを通じての切れ目のない支援の必要性があるなど、教育、福祉、医療、労働等について、市長部局と教育委員会との連携

のみならず、町田市全体として関係する分野が連携していくことなどが、意見交換の上、確認されました。

今回は、本年度の本格的な予算編成が始まる前の10月ごろに開催するという提案が市長より出されましたので、市長部局と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より民意を反映した教育行政を推進していくために、第2回目にも大いに期待しつつ臨みたいと思っております。

5月14日、これも先ほど教育長から紹介がありましたけれども、町田市学力向上推進フォーラムに参加してまいりました。町田市教育プランに基づいて、2015年3月に町田市学力向上推進プランが策定され、2018年度までの4年間でプランの期間となっており、今回のフォーラムはその中間に位置し、これまでの取組のあり方や成果の発表、そして今後さらなる学力向上の取組の充実・発展を目指して開催されました。

学力向上推進フォーラムと聞くと、大変かた苦しいものだとイメージするところを大きく裏切る形で、大変わかりやすく、イメージキャラクター「のびるくん」が登場するなど、親しみさえ覚えるようなフォーラムでした。

指導室長を初めとする指導主事の先生方、事務局、そして発表するパイロット校やモデル地区の学校それぞれが総力を挙げ、周到に準備され、フォーラムに来てくださった方々全てに町田市教育委員会の学力向上推進の取組について理解できるようにという熱い思いのこもったものでした。

イメージキャラクター起用にも大変驚かされましたが、パイロット校やモデル地区の学校の発表も演技力のある寸劇があったり、プレゼンテーションのレベルがどの学校も高く、大変工夫されていました。町田市学力向上推進委員会の顧問でもあり、町田市の学力向上の取組を指導してくださっている東京大学大学院教育学研究科藤村宣之教授も、町田市教育委員会でのこれまでの取組やフォーラムでの発表をごらんになられて、こんなに市全体が一体となって取り組んでいる自治体はほかにありません、素晴らしいと感動されていました。

今回のフォーラムで学力向上推進プランは大きな区切りを迎え、これからのさらなる充実発展を導くものになったと思います。町田市教育プランとともに、町田市学力向上推進プランが実現していくよう、教育委員会・学校・家庭・地域がそれぞれ取組をこれまでどおり、またこれまで以上に連携しながら推進していけますよう心より願っております。

以上です。

○委員長 続いて森山委員、お願いいたします。

○森山委員 それでは、私のほうから2点ご報告をさせていただきます。

1つは、5月1日に行われました忠生図書館のオープニングセレモニーの件です。当日は多くの来館者もお見えになっておりましたけれども、ご承知のとおり、高度情報化社会において、図書館の、情報の体系化とか整理という役割はますます重要になっているわけです。特に地域の情報基盤の整備により、地域社会でのさまざまな資料あるいは情報を有効に活用できるようにすることによって、地域の課題解決型の機能を果たすということが期待されているという点で、忠生図書館のオープンも、今後地域の情報の拠点としての役割がさらに一層増し、サービスのさらなる充実が期待されるのではないかと考えております。今後ぜひまたさらなるサービスの充実をお願いしたいと思っております。これが1点です。

それから、先ほど高橋委員からも教育長のほうからもご報告がありましたけれども、11日の月曜日、総合教育会議に出席をいたしました。このことにつきましては、先ほど以来お話がありましたとおり、初めて開催をされた総合教育会議ということでございます。市長と私ども教育委員会が、教育行政の大綱あるいは重点的に今後実施をすべき施策についての協議・調整を行う場としてスタートしております。

市長並びに教育委員会の両者が教育政策の方向性を共有するというところ、そして共有するだけではなくて、その後、一致して執行に当たるということが、この会議に期待されているところかと思えます。その意味におきましては、当日、町田市教育プランを初めとして、多くの内容について深い議論がなされたかと思えます。今後はこの会議におきまして調整がついた事項については、それぞれの結果を尊重しながら、両方で事務的にも執行していくことになろうかと思えます。より一層市長部局と教育委員会の連携を深めることが求められているというふうに再認識をいたしました。

私からは2点でございます。

○委員長 八並委員、お願いいたします。

○八並委員 私からは3点ほどご報告させていただきます。

5月19日、平成27年度東京都市町村教育委員会連合会、第59回定期総会に行つてまいりました。総会は滞りなく行われましたが、その中で、前教育委員の岡田英子氏、井関孝善氏を初め10名の方が表彰を受け、代表として井関氏のご挨拶されました。また、岡田氏、井関氏は、全国市町村教育委員会連合会からも会員表彰を受けられておりました。

5月23日、図師小学校の道徳地区公開講座に行つてまいりました。図師小学校では、最初の全校朝会において、図師小学校の皆さんにしてほしい7つのことということで、北澤校長先生がお話をされたそうです。その中の3番目に「あったか言葉で話そう」という項目があり、日常、簡単に相手を傷つけてしまうチクチク言葉を子どもたちが何げなく使っている現状を大変危惧されておりました。

当日は、笑顔と感謝とプラスの言葉をテーマに、会場にいらした方にパワーの出る言葉を実感していただくパフォーマンスを交えながら、否定的な言葉よりも肯定的な言葉のほうが意識しやすいこと、相手を傷つけてしまう言葉によって、自分自身も傷ついてしまっていることなど、言葉の世界について、話をしてまいりました。皆さんの前で講演することは初めての経験で、大変緊張いたしました。話し終わった後に、何人かの方が直接話しかけ、感想を述べてくださり、大変うれしい体験となりました。

5月29日、関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会並びに研修会に、長岡市まで佐藤委員長とともに行ってまいりました。総会後の研修会では、「儒学者 小林虎三郎がめざした教育理念」という講演会があり、長岡市の特徴ある教育理念「米百俵の町・長岡」、「熱中！感動！夢づくり教育」の理念のもとになっております小林虎三郎の教育理念について話がありました。戊辰戦争後、藩が窮状しているときにいただいた米百俵を一般に配布するのではなく、未来に一番の力になる教育に使うことが大事だということで、文武両道に必要な書籍や器材の経費に充てたという故事に基づくものでございます。大変興味深いお話が伺えました。

以上です。

○委員長 それぞれご報告いただきましたが、何か質問などがありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。教育長、お願いいたします。

○教育長 本日の議案は10件ほどございますが、非公開案件を除いて、議案第21号から第24号まで及び第26号、第27号につきましては学校教育部長から、そして議案第28号については生涯学習部長のほうからご説明を申し上げます。

○委員長 それでは、議案第21号を審議いたします。学校教育部長から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。「町田市立学校学校

支援地域理事の任命について」でございます。

本件は、「町田市立学校の管理運営に関する規則」第13条の4の規定に基づく学校支援地域理事について、別紙のとおり学校長から推薦がありましたので、2015年4月1日付け及び5月1日付けで任命するものでございます。

なお、任期は2016年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

○森山委員 私のほうから1点お伺いしたいと思います。学校支援地域理事でございますが、現在のそれぞれの学校における具体的な役割について、さらには活動の成果についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○教育総務課長 学校支援地域理事の職務いたしましては、主に3つございます。まず第1点目は、学校支援ボランティア、地域住民、学校支援センターと連携して、教育活動を支援すること、2点目に、学校の教育活動、その他学校の運営状況を把握し、学校が行う自己評価結果及び分析に対する評価をすること、3点目は、市民・保護者と職員との連絡調整に努めることとなっております。

具体的には学校支援地域理事、校長で構成いたしますスクールボード協議会を通して、その中で学校における課題等について話し合い、改善に向けた取組を支援しております。また、学校支援地域理事ご本人が教育活動に対するボランティアを行ったりしており、これらの活動を通して、地域と学校をつなぎ、地域と協働した学校運営にご尽力していただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ほかにございますか。

それでは、お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第22号を審議いたします。

○学校教育部長 それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。「町田市学校給食問



題協議会委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」でございます。

本件は、「町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例」に基づき、第11期町田市学校給食問題協議会の委員として、別紙の4名を新たに委嘱するため、5月15日に臨時専決処理いたしましたので、教育委員会において承認を求めるものでございます。

なお、委嘱期間は2015年5月25日から2017年5月24日まででございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問がございますでしょうか。

私から。協議会の委員は全部で何名くらいで構成されているのでしょうか。

○保健給食課長 5月の教育委員会定例会におきまして、委嘱につきましては議案として上程させていただき、承認されているところでございますが、今回の4名を加えまして、全部で17名でございます。

以上でございます。

○委員長 ほかに質問などございますか。――よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第22号につきましては原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続いて、議案第23号を審議いたします。

○学校教育部長 それでは、議案第23号についてご説明申し上げます。「町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

本件は、「町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の全部改正に伴い、関連する規定を整理するため、改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問などございますでしょうか。――よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第24号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第24号についてご説明申し上げます。「学校薬剤師委嘱(解任)の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」でございます。

本件は、町田市学校薬剤師会会長より、南成瀬小学校、小山ヶ丘小学校及び小山中央小学校の学校薬剤師について、解任の依頼及び後任の推薦があったため、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用等に関する規則に基づき、学校薬剤師を委嘱及び解任するため、5月28日に臨時専決処理いたしましたので、教育委員会において承認を求めるものでございます。

なお、委嘱期間は前任者の残存期間として2015年6月1日から2016年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。

○八並委員 学校薬剤師さんは全校で何名の方がいらっしゃるのでしょうか。また、学校薬剤師さんの学校における具体的な役割というのはどういうものか、ご説明をお願いいたします。

○保健給食課長 学校薬剤師の人数につきましては、小・中学校合わせて62校でございますが、34名の方をお願いをしているところでございます。また、役割につきましては、学校の環境衛生に関すること、主に教室における照度とか、それからプールが始まりますと、その環境とか、また学校給食における衛生管理などを担当していただきまして、年に3回ほど学校に出向き、それぞれをチェックしていただいております。

以上でございます。

○委員長 ほかに質問などありますか。

それでは、お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第26号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第26号についてご説明申し上げます。「町田市東京都立高等学校等入学者選抜に係る成績一覧表調査委員会委員の委嘱について」でございます。

本件は、「町田市東京都立高等学校等入学者選抜に係る成績一覧表調査委員会設置要綱」に基づき、委員として委嘱するものでございます。

なお、任期は2016年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などございますか。  
——よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第27号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第27号についてご説明申し上げます。「町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱又は指名について」でございます。

本件は、2015年5月31日をもって町田市障がい児就学相談委員会委員の任期が満了するため、「町田市障がい児就学相談委員会設置要綱」に基づき、別紙の168名を町田市障がい児就学相談委員会委員に委嘱及び指名をするものでございます。

なお、任期は2016年5月31日まででございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などありましたらお願いいたします。

○高橋委員 町田市障がい児就学相談委員は168名という大変な人数がいらっしゃるということで、会合を開くだけでも大変かと思う人数ですが、全体会などは開かれているのでしょうか。また、障がい児の就学の相談が主な仕事と思われませんが、どのような形態で行われているのか教えてください。

○**教育センター担当課長** 1点目の委員の全体会についてでございますが、委員の全体会は年3回行っております。2015年度は小・中学校合わせて32回の相談会を実施する予定ですが、全体会というものは、それぞれの相談会が統一的な考えに基づいて行われるようにするために行っているものです。

また、2点目の各委員の具体的な役割等でございますが、相談会当日にお子さんについての行動観察を行ったり、必要な教育的支援について検討していただくという役割を担っていただいております。

以上です。

○**委員長** よろしいでしょうか。ほかにございますか。

それでは、お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第28号を審議いたします。

○**生涯学習部長** 議案第28号についてご説明申し上げます。「第28期町田市文化財保護審議会委員の委嘱について」でございます。

本件は、第27期町田市文化財保護審議会委員の任期が満了するため、「町田市文化財保護条例」第48条及び第52条の規定に基づき、委員として別紙名簿のとおり委嘱するものでございます。

なお、任期は2017年5月31日までとなっております。

説明は以上でございます。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。

○**高橋委員** この町田市文化財保護審議会の委員の皆様の専門分野を見ますと、あらゆる分野のところから集まっておりますが、この審議会は定期的な集まりなどがありますか。また、どのような活動をなさっているのでしょうか、教えてください。

○**生涯学習総務課長** 町田市文化財保護審議会につきましては、年4回から5回審議会を開催しております。所掌事務としましては、教育委員会の諮問に応じまして、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査・審議することになっております。第28期町田市文化

財保護審議会につきましては、2015年4月1日から「町田市文化財保護条例」を改正いたしまして登録文化財の制度を導入いたしましたので、この町田市文化財指定登録基準の諮問をする予定となっております。

以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにごございますか。

それでは、お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

以上で審議事項は終わりました。

それでは、日程第3、報告事項に入ります。追加の報告はございますか。——ないですね。

それでは、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長 今回は報告1の「2014年度町田市立学校施設における防犯カメラの管理状況について」を初めとして、全部で7件の報告事項がございますが、詳細につきましては各担当者のほうからご報告申し上げます。

○委員長 それでは、報告事項1「2014年度町田市立学校施設における防犯カメラの管理状況について」、担当者から説明をお願いいたします。

○教育総務課長 「町田市立学校施設における防犯カメラの設置及び管理に関する要綱」に基づきまして、管理責任者である学校長から2014年度の管理状況の報告がありましたので、ご報告いたします。

まず1点目、防犯カメラの設置台数ですけれども、小学校で177台、中学校で86台、合計263台となります。

2点目、映像データに記録された情報の確認のための映像再生状況です。校門付近の不審者の確認は4校で5件ありました。校地内への侵入者の確認は3校、4件ございました。いたずら等生活指導上の確認は2校、2件ございました。

続きまして、3点目といたしまして、外部提供の状況でございます。提供の理由といたしましては、町田警察署からの捜査関係事項照会書に基づいて、捜査資料として映像データを提出いたしました。件数といたしましては2校で2件ございました。提出方法はDVDによる提供でございます。

報告は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告に関しまして、何か質問などありましたらお受けいたします。いかがでしょうか。

警察署からの提供依頼で、捜査資料としてということですが、どのような事件の捜査かということは公表できないのですね。

○教育総務課長 具体的な案件についての説明はありませんでしたが、交通事故の関係と、不審者の関係ということで資料を求められました。

以上でございます。

○委員長 ほかにございますか。

それでは続いて、報告2に移りたいと思います。

○指導課長 それでは、報告事項2「2014年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」、ご報告をいたします。

本調査は文部科学省が毎年行っているものでございます。昨年度の結果がまとまりましたので、ご報告をいたします。大きく3項目ございます。

まず1点目は、暴力行為に関して、小学校、中学校別の昨年度の件数をそこに示してございます。全体的な傾向といたしましては、小学校も中学校も減少という傾向が出ております。

2点目といたしまして、いじめの認知件数について、小学校、中学校別にお示しをいたしました。いじめの認知件数に関しましても、減少傾向ということが示されております。

3点目として、不登校の数字を、小学校、中学校別にお示しをしております。小学校のほうは昨年度116人、中学校のほうは326人という数字になります。これは数字だけではわからないところがございますので、全児童・生徒数に対する出現率ということで、その下に示してございます。

なお、参考として、東京都全体の出現率をお示ししました。町田市の不登校児童・生徒の出現率ということでは、東京都を若干上回っているという結果が出ております。

以上でございます。

○委員長 ただいまの報告に関しまして、質問などありましたらお受けいたします。

○高橋委員 暴力行為、小学校、中学校でも減少傾向にあると伺いました。また、いじめ認知件数、小学校、中学校とも減少になっております。

先日、ニュースを見ていましたら、小学校の暴力行為は、件数としては全国的にはふえ

ていると聞きましたが、町田市はこのように減少傾向にあるのは、何か理由があるのでしょうか、教えてください。

○委員長 私も同様に、学校においても、また教育委員会もかなりの努力をされている成果が出ているように思うのですが、ご回答をお願いいたします。

○指導課長 暴力行為の件数に関しましては、2013年、2014年、小学校、中学校とも減少傾向を示しております。各学校また各教員が保護者や子どもたちに丁寧に、そして親身になって対応している成果であろうと考えますが、もう1つ、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーの配置が各学校を支援しているというところが、もう1つの成果の背景にあるのではないかと推測をしております。

○委員長 ほかにございますか。

私から。不登校の出現率あるいは児童・生徒数の変化ですけれども、町田市は教育委員会も各学校でも、この数が減るように相当努力していると思うのですが、先ほどの暴力行為のようになかなか減っていかない。ただ不登校といっても、恐らくいろいろなタイプの不登校があって、タイプを考えて、この変動のようなものをもし把握されておりましたら、教えていただきたいと思います。

○指導課長 不登校に関しましては、今ご指摘のように努力をしているところでありますが、数字として減少になかなかあらわれていないというところで、さらに努力をしていかなければならないと考えております。

今タイプ別というお話がありましたが、昨年度の傾向といたしましては、不登校の子どもたちを単一の理由に明確に区分することはなかなか難しいところもありまして、複合的な要因があるというところを前提にした上で、学校のほうからの報告を見てみますと、やはり何かしら子どもたち自身が抱える不安とか情緒的な混乱、これが一番大きい理由となっております。次が、やはり学業も含めて、学校生活に対する無気力、これが2つ目の理由。3つ目の理由として、何らかの家庭の状況等に関する親子関係など、家庭の状況をめぐる問題、こういったものが挙がってきております。各学校からの報告を聞いてみますと、ここのところ、やはり家庭環境に起因するものがだんだんと増えてきているという傾向があるかと考えております。

以上でございます。

○委員長 不登校ということ言えば、古くは学校に行きたくても行けない、そういう葛藤をしながら、家庭なり教員なりの助けを求めているというケースが、不登校の一般的な

パターンであったと思いますが、そういうタイプに対しては、かなり手厚い対応がなされてきて、きっと効果が上がっていると思うのですが、先ほどの無気力なタイプとか、あるいは家庭の協力がなかなか得られないとか、そういう不登校も増えているのだらうと思います。そのようなタイプに対しては、また別のアプローチも必要になってくるのではないかなと思いますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

それでは次に、報告事項3に行きたいと思います。

**○指導課統括指導主事** 「第1回町田市教育委員会いじめ問題対策委員会」について報告をいたします。

開催日時は2015年5月20日の水曜日です。委員4名のうち、欠席者が1名、高橋委員が欠席ということで、3名の出席により会議が成立いたしました。その日の傍聴人はゼロ名でございました。

会議内容につきましては、そちらに書かせていただきました。委嘱等の後に、6番の協議を行いました。

協議内容は柱が2本です。1つ目が、町田市いじめ防止基本方針（改訂版）について、ご意見をいただきました。これは5月の教育委員会の議案にも上程させていただいた内容でございます。2つ目の柱が、いじめの状況及び事例についてです。具体的な事例についてご協議をいただきました。

協議における主な意見をご紹介します。1つ目の町田市いじめ防止基本方針の改訂版につきましては、「各学校が毎月の心のアンケートをどのように活用しているか知りたいです」。「心のアンケートに、いじめの予防的な働きかけの充実に向けて、心の変化の様子を把握する項目（学校が楽しい等）も入れるとよいと思います」ということで、「何か嫌なことがありましたか」というアンケートだけではなく、「学校が楽しいですか」ということでも、例えば4月が4で一番楽しいところから、5月が3に下がっていたりした場合には、そのような変化は、良好ではありますが、変化があったというふうに捉えることはできませんかというご指摘をいただきました。

2つ目の柱のいじめの状況及び事例についてです。「いじめに関わった加害者、被害者両方の生育歴や家庭状況を把握して働きかけることが重要です」ということで、例えば落ちつきがないお子さんがいらっしゃいます。それも、生まれながら、小さなころから落ちつきがなかったお子さんと、例えば先月ぐらいから落ちつきがなくなったお子さんでは、当



然その背景が違いただろうということをご指摘いただきました。

裏面に行きます。「いじめの被害者はもちろん、加害者側にも心から受け入れられる居場所があるのかを考えていく必要があります」。被害者を守るという視点では、学校もよく頑張っておりますが、加害者も実は寂しい思いをしていたり、受け入れられる場所がないのではないですかというご指摘をいただきました。

次に、「子供の将来に対する保護者の意向を把握する必要があります」。特に中学生の場合は、就職なのか、進学なのかということも大きな影響があるということでした。

最後に、「警察等の関係機関、児童相談所等とも情報交換をぜひしてください」ということでした。

なお、2回目、次回は2016年1月の下旬に予定をしております。

以上です。

**○委員長** ただいまの報告に関しまして、何かご質問とか意見、感想などありましたら、お願いいたします。

**○高橋委員** 「協議における主な意見」で、今、熊木統括指導主事からもお話が出ていましたが、私も心のアンケートの項目をもう一度このように考えてくださるといいなと思いました。子どもたちは、いじめられていることを自分の口でなかなか言えないと思いますので、心のアンケートが活用されることを本当に期待しています。また、心の変化の様子をうかがえる項目があると、子どもたちは文字で書けなくても、その項目に丸をつけることで察してもらえそうなこともあると思いますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長** ほかにいかがでしょうか。

私からですが、町田市いじめ防止基本方針は私も拝見させていただいておりますが、どうやっていじめに気づくかということについては、大変いいポイントをついた方針であり、また、それは学校に示されていると思うのですけれども、いじめかもしれないということで、いわゆる小さいいじめに気づいた後、それが大きいいじめにならないように、その段階でどういう対応をしていったらいいかという視点がもう少し詳しくあるといいなと思ったことがありますので、小さいいじめのうちに解決をしていく、そのあたりにつきましても、また教育委員会から学校にアドバイスができたらいいいなと思っています。「協議における主な意見」の中に、「いじめに関わった加害者、被害者両方の生育歴や家庭状況を把握して働きかけることが重要です」というご意見が委員の方から出されていますが、実際こうしたいけれども、今、学校の教職員が家庭の中になかなか入り込めない。個人情報という

壁があったり、特に生育歴まで情報を集めるというのがなかなか難しいというのが現実です。このようにできれば理想的だろうと思いますので、そのあたりもまたアドバイスをいただければと思います。

○指導課長 生育歴とか家庭での育ちの状況を把握することが今なかなか難しいという現実には確かに学校にございます。そういうこともあり、町田市が配置しておりますスクールソーシャルワーカーが、いじめの問題や先ほどの不登校の問題に関しても非常に大きな役割を果たしていくことになるのではないかと考えています。実際今4人のスクールソーシャルワーカーに活動してもらっていますが、学校の教員には話せないけれども、スクールソーシャルワーカーになれば、保護者の方が話ができるといったような事例がございます。そういう意味では、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用して、保護者と学校を結ぶつなぎの役割を果たし、また、場合によっては、福祉とか関係機関につないでいく、そういう役割を担っていきたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。

それでは次に、報告事項4と5、この2つを一緒に報告をお願いいたします。

○教育センター担当課長 報告事項4と5をあわせて報告させていただきます。

報告事項4「町田市障がい児就学相談委員会設置要綱の一部改正について」と、報告事項5「町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会設置要綱の一部改正について」、報告いたします。

改正理由につきましては、どちらの案件についても同様でして、委員会運営の効率化を図るため、委員の任期を2年から1年に変更するため改正するものでございます。

施行期日といたしましては、2015年の6月1日からということでございます。

報告は以上です。

○委員長 ご質問などありましたらお願いいたします。

私から。任期を2年から1年に変更するというのは、どういう理由というか背景があるのですか。

○教育センター担当課長 任期を1年に変更するというところでございますが、委員の先生方の人事異動などで、毎年3分の1ぐらいの委員の方の委嘱、解任等をしている状況が続いておりますので、そのような事務の煩雑さというものを解消していくということが狙いでございます。

○委員長 ほかにご質問などございますか。

それでは次に、報告事項6に移りたいと思います。

**○教育センター所長** 報告事項6「町田市特別支援教育推進計画の策定について」、報告させていただきます。

町田市教育委員会では、2014年6月に町田市特別支援教育推進計画検討委員会を設置しまして、計画の内容について検討を進めてまいりました。このたび、お配りした冊子のおり、町田市特別支援教育推進計画を策定しましたので、ご報告いたします。

計画の目的ですが、これまでの町田市における特別支援教育の成果と課題や東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の内容を踏まえまして、特別支援教育のさらなる充実を図ることを目的としております。

計画の位置づけと期間でございますが、この計画は町田市教育プランの個別施策の1つとして位置づけられております。なお、この計画は、就学前や卒業後のつながりのある部分及び義務教育期間を対象としております。計画期間は、2015年度から2019年度までの5年間としております。

次に、意見募集の実施結果について、ご報告いたします。

町田市特別支援教育推進計画を策定するに当たりまして、意見募集を実施いたしました。募集期間は2015年3月19日から4月20日でございます。「寄せられたご意見数」ですが、全部で13件、ご意見の提出者数につきましては4名でございます。

「意見の概要とそれに対する教育委員会の考え方」につきましては、別紙「町田市特別支援教育推進計画（案）の意見募集結果」のとおりでございます。

意見の主なものとしましては、福祉分野や学校、幼稚園、保育園との連携を強化してほしいとか、教員の知識の向上に取り組んでほしいというご意見がございました。

以上でございます。

**○委員長** ただいまの報告に関しまして、質問などありましたらお受けいたします。

**○高橋委員** 意見を述べさせていただきたいと思います。町田市特別支援教育推進計画がこのように策定されましたこと、ご尽力くださいました教育センター所長を初め、事務局の方々、ありがとうございました。何度も検討を重ねられ、また教育委員の意見も取り入れてくださいましたことも重ねて感謝申し上げます。

これからはこの推進計画に基づいて実施されていくわけですが、個別事業を見ていきますと、さまざまな取組の中で、現状値よりも目標値が上がっておりますので、人材確保など必要になってくると思われれます。限りある予算の中で大変かとは思いますが、障がいの

ある子どもたち1人1人の幸せな将来のため、広くは特別支援教育の充実のため、何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

**○八並委員** 私からも。意見募集の結果を受け、それぞれ保護者、教育現場の先生方、また関係福祉機関などの不安がないように、実際の事業については相互理解を深めるような進め方をさせていただきたいと思いました。

**○委員長** ほかにございますか。

私からですが、基本施策の中にも入っておりますけれども、地域や関係機関と連携した支援体制の推進ということで、これからこの計画に基づいて取り組まれると思いますが、私どもが学校などを訪問しても、例えば給食の時間に特別支援学級の子どもが加わって一緒に食事をしているとか、あるいは学校行事の中でも、障がいがあったり、いろいろ課題がある子ども、小・中学生が、通常の学級の子どもと一緒に活動している姿が自然に見られるようになってきていると思います。

子どもたちは結構そういう障がいのある、なしにかかわらず、ともに行動していこうということには、すぐなれていくのですけれども、やはり課題は、保護者の方がどのように理解して下さるのかなということでありまして、学級の中に、例えば障がいのためにちょっと落ちつかない子どもがいて、子どもたちや先生方は一緒になって頑張ろうと思っているところに、保護者からやや否定的な思いが寄せられたりすることが間々あると聞いておりますので、ぜひ特別支援教育の推進に当たっては、大人のほうに向けても啓発を進めていただければ、この計画がますます実現していくのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

**○森山委員** 1点だけお伺いしたいと思います。本日刊行されました「町田市特別支援教育推進計画」の冊子でございますが、どのようなところへ啓発といたしますか、発行したものを配布するような状況でございますか、教えていただければと思います。

**○教育センター担当課長** 本計画の冊子等につきましては、学校等への配布は当然のこと、加えて図書館でも一般の方にごらんいただけるような体制を整えております。また、この冊子についての情報は、ホームページにもPDFという形式で掲載をさせていただき、皆さんにごらんいただけるような環境を整えられればと考えております。

**○委員長** 関連して。相当数のページがあるので、一般の方に見ていただくのはなかなか難しいと思うのですが、概要版のようなものを出す予定はございますか。

○**教育センター担当課長** 概要版につきましては、施策の軸を簡潔にまとめたものは現在でもございます。そちらのほうも、あわせてホームページ等でも知らせていくような形で進めさせていただきたいと思います。

○**委員長** 広く周知する方策を、これからもとっていただければと思います。

それでは、報告事項7、お願いいたします。

○**図書館市民文学館担当課長** 報告事項7「『宮沢賢治 イーハトーヴの鳥たち』展の開催について」、ご説明申し上げます。

町田市民文学館の毎年夏の企画展として、これまで子どもが楽しめるものを企画し、本や児童文学を中心に展覧会を開催してまいりました。今回は宮沢賢治の作品を、町田ゆかりの児童文学作家であり、宮沢賢治学会の会員、日本野鳥の会会員の国松俊英氏の著書『宮沢賢治 鳥の世界』を参考に、賢治作品のうち、鳥が重要な役割を担う作品を取り上げ、鳥に託された意味を物語の世界から探り、幻想的な作品世界の魅力を紹介いたします。

また、昨年に続き、町田市民文学館、神奈川近代文学館、鎌倉文学館との共通スタンプラリーなどを実施いたします。

なお、会期初日には、オープンイベントとして、NHKの「なにしてあそぼう」、「できるかな」でおなじみのノッポさんをお招きして、ノッポさんのひとり芝居を開催いたします。

説明は以上になります。

○**委員長** ただいまの説明に関して、何かご質問などありますか。

○**八並委員** 文学館の3館のスタンプラリーというのは、具体的にはどのようなものでしょうか。

○**図書館市民文学館担当課長** 夏の各館のイベント、展覧会の期間中、3館を回ってスタンプを集めると、3館で共同して集めたグッズとか、そういったものをお客様にプレゼントするというようなことでございます。

○**委員長** ほかにございますか。いろいろ楽しみな企画も加えていただいているようで楽しみです。

以上で7件にわたります報告事項を終了いたします。

休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前 11 時 33 分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上で町田市教育委員会第 3 回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 39 分閉会